

富士宮市立中学校部活動ガイドライン

令和2年2月

富士宮市教育委員会

目 次

| | |
|-----------------------------|-------|
| 本ガイドライン策定の趣旨 | ・・・ 1 |
| 1 適切な運営のための体制整備 | ・・・ 2 |
| (1) 「富士宮市立中学校部活動ガイドライン」の策定等 | |
| (2) 指導・運営に係る体制の構築 | |
| 2 適切な部活動の実施 | ・・・ 3 |
| (1) 適切な指導の実施 | |
| (2) 適切な休養日及び活動時間の設定 | |
| (3) 運用上の留意点 | |
| 3 学校単位で参加する大会等の見直し | ・・・ 5 |
| (1) 富士宮市教育委員会が実施すること | |
| (2) 学校が実施すること | |
| 終わりに | ・・・ 5 |

本ガイドライン策定の趣旨

○ 本ガイドラインは、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下、「国ガイドライン」という。）及び、平成 30 年 4 月に静岡県教育委員会が策定した「静岡県部活動ガイドライン（以下、「県ガイドライン」という。）」を参考に、富士宮市立中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として「教職員の働き方改革」を鑑み、部活動の指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築すること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 「富士宮市立中学校部活動ガイドライン」の策定等

ア 富士宮市教育委員会が実施すること

- ・市教育委員会は、「国ガイドライン」に則り、「県ガイドライン」を参考に、運動部活動だけでなく、文化部活動についても、その特性を踏まえ、「富士宮市立中学校部活動ガイドライン（以下、「市ガイドライン」という。）」を策定する。
- ・市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行える様式の作成等を行う。

イ 学校が実施すること

- ・校長は、「市ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動ガイドライン（以下、「学校ガイドライン」という。）」を策定する。
 - ・部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ※年間計画は年度当初、月計画は前の月 20 日を目処に作成し、それぞれ校長の承認を得た上で、生徒・保護者に配布する。
- ・校長は、「学校ガイドライン」及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 富士宮市教育委員会が実施すること

- ・市教育委員会は、生徒の「バランスのとれた心身の成長と学校生活」及び教職員の「学校における働き方改革」の視点から、各学校の部活動実施状況を把握し、業務改善及び勤務時間管理等の指導を行う。
- ・市教育委員会は、各学校の要請に応じて、部活動指導員の任用と配置について検討する。

イ 学校が実施すること

- ・校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ・校長は、顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、可能な範囲で1つの部活動に複数の顧問が配置できるようにし、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ・校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容・活動時間を把握し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるようにする。

- ・校長は、教師の負担が過度とならないよう、1か月の土曜日及び日曜日・祝日（以下「休日」という）等の教員個々の部活動指導時間を把握し、指導・是正を行う。

2 適切な部活動の実施

(1) 適切な指導の実施

ア 各顧問が実施すること

- ・顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、各種目の特性等を踏まえ、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ・顧問は、専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

イ 各校長が実施すること

- ・校長は、学校における上記アの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 富士宮市教育委員会が実施すること

- ・市教育委員会は上記イの支援、指導ができてきているか点検し、適宜、支援及び指導、是正を行う。

(2) 適切な休養日及び活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中の休養日及び活動時間

休養日：・週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日を休養日とすることを厳守する（大会、コンクール、地域の行事への参加を除く）。

※週末に大会参加等で2日活動した場合は、休養日を他の週末に振り替える。

1日の活動時間：

- ・長くとも平日は2時間程度とし、日没時間を十分考慮して生徒の帰宅に支障がないように努める。

- ・学校の休業日（学期中の週末を含む）は、長くとも3時間程度とする。ただし、大会や練習試合等で3時間を超える場合はこの限りではない。その場合、休日の活動時間は合計で1か月32時間以内とする。
- ・朝練習は原則として禁止する。ただし、中体連、中文連の大会、コンクール前の期間は、顧問の申請により学校長が許可した場合には、生徒に過度な負担がかからないよう考慮して、実施することができる。平日及び休日に朝練習を実施した場合、その時間を1日の活動時間に含めるものとする。
- ・練習試合、大会等において、朝練習のような形で分割して練習を実施した場合、その時間を1日の活動時間に含めるものとする。

イ 長期休業中の休養日及び活動時間

休養日：・長期休業中の週末は休養日とする。

- ・ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

1日の活動時間：

- ・長くとも3時間程度とする。
- ・週末に、練習試合、大会等の活動が計画される場合には、超過した時間等を踏まえ、休養期間等において振り替えられるようにする。
- ・朝練習については、学期中の活動時間と同様とする。

ウ 市共通の部活動休止日

- ・夏季休業中に学校が指定した学校閉庁日
- ・12月29日～1月3日（年末年始の休日）
- ・総合防災訓練及び地域防災訓練の午前中

(3) 運用上の留意点

- ・校長は、「学校ガイドライン」の策定に当たっては、「市ガイドライン」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ・校長は、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ工夫する。（例：定期試験前の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めたりする。）
- ・活動日数や時間は、各学校や地域の状況により柔軟な対応が可能であるが、活動日数や時間を変更する場合には、あらかじめ学校長の許可の下、計画的にそれぞれの週または月などの一定の期間内に調整する。また、変更内容については生徒・保護者に必ず周知する。
- ・各種大会、コンクール等の前や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、それを妨げるものではないが、超過した活動日数や時間については

休養日や時間を他の日に振り替える。また、適切に保護者や生徒等に示すよう留意する。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 富士宮市教育委員会が実施すること

市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者等と連携し検討する。

(2) 学校が実施すること

校長は、「2 適切な部活動の実施」で示された活動時間を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

終わりに

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。運動部・文化部を問わず現在の部活動には、生徒・教職員数の減少、教職員の多忙化、生徒や保護者のニーズの多様化、部活動の統廃合、過度な活動による教職員や生徒の負担感、顧問教師が未経験の種目を担当することによる負担感等の様々な課題が挙がっており、従前と同様の運営体制では活動を維持することが難しくなっている。そのため、生徒・教員の現状と課題を整理し、部活動運営について改善していく必要がある。
- このため、富士宮市立中学校は、本ガイドラインを踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、富士宮市全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実方策を長期的に検討していく必要がある。
- 本ガイドラインは、富士宮市立小学校のクラブ活動(吹奏楽、金管クラブ等)にも適用する。

【参考文献】

*平成30年3月

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）

*平成30年4月

静岡県部活動ガイドライン（静岡県教育委員会）